

ワークス

明治時代の郡区町村図
を見てもみよう！
その②

公文書レポート

登米における戊辰
戦争の招魂碑

知っ得！情報

県社登米神社略図（「明治四十年 社寺 神社由緒調 登米郡」【M40-15】）

境内には様々な石碑が描かれており、そのなかには戊辰戦争の戦死者の招魂碑があります。

【 】は、当館所蔵資料の整理番号を表しています。

ワークス

明治時代の郡区町村図を見てみよう！ その②

専門調査員 澁谷 悠子

深掘り！郡区町村図

前号31号では、利用者の方から寄せられた質問をもとに、町や村の景観を描いた郡区町村図の概要を紹介しました。今回は、郡区町村図がある地域・ない地域と、郡区町村図の内容について、さらに深掘りしてみたいと思います。

郡区町村図がある地域・ない地域はどこか？

郡区町村図を利用しようとする際、第一関門として、県内全ての地域の図が揃っていない、という問題にぶつかります。第二関門は、目当ての郡区町村図があるのかどうか、町村名の変更や合併の有無を確認しながら探す、という手間があります。江戸時代や明治時代の町村名が、現在の大字名などにそのまま引き継がれているところは、比較的探しやすいといえます。しかし、所属する郡自体が異なる場合や、合併などのために旧町村名が今とは全く違う場合、名称が複数回変更されている場合もあります。

郡区町村図の全体像を知るため、明治17年（1884）時点の町村数と、郡区町村図がある地域・ない地域を見てみましょう。

表
明治17年の町村数と郡区町村図の有無

郡名	明治17年時点の所属町村数	郡区町村図がある町村	郡区町村図がない町村
伊具郡	36か町村	34か町村	木沼村・枝野村
刈田郡	33か町村	33か町村	
亘理郡	26か町村	26か町村	
柴田郡	35か町村	33か町村	川内村・本砂金村
名取郡	60か町村	56か町村	押分村・植松村・閑上浜・長町村
宮城郡	79か町村	62か町村	作並村・七ヶ浜村・利府本郷・森郷・北小泉村・竹谷村・六丁目村・長喜城村・荒井村・岩切村・小鶴村・小田原村・山王村・浮島村・留ヶ谷村・桂島・野々島
黒川郡	49か町村	49か町村	
加美郡	39か町村	38か町村	宮崎村
志田郡	62か町村	60か町村	広長村・次橋村
玉造郡	15か町村	15か町村	
栗原郡	50か町村	50か町村	
遠田郡	57か町村	56か町村	蕪栗村
登米郡	23か町村	22か町村	西野村
桃生郡	65か町村	65か町村	
本吉郡	18か町村	18か町村	
牡鹿郡	60か町村	60か町村	
合計	707か町村	677か町村	

*『宮城県史 第3巻 近代史』・『宮城県の地名』をもとに作成した。
*旧仙台城下分は除く。また、江戸時代に作成された図およびその写しは除外した。
*枝野村・七ヶ浜村・岩切村・宮崎村は明治22年（1889）の市制・町村制施行後の図がある。

明治5年(1872)の宮城県成立後の町村数は、明治17年の連合町村区域更正後が最も多く、仙台を除く各郡を合計すると707か町村にのぼります。その後、明治22年の市制・町村制施行にともなって大規模な合併が行われ、市町村数は198か町村(仙台除く)となりました(『宮城県史 第3巻 近代史』[1964年]、『宮城県の地名』[平凡社、1987年])。表は、町村数が最多であった市制・町村制施行前を基準とし、それ以前に作成された郡区町村図の有無を示しています。なお、「郡区町村図がある」としたのは、同制度施行前の年月日が明記されたものと、町村名などから年代が推定できたものです。

郡ごとに見ると、郡内全ての町村の図が揃っているのは、全16郡の半分にあたる8郡です。他の郡でも9割の町村の図があり、網羅率が低い宮城郡でも8割の町村の図を見ることができます。あえて傾向を指摘すれば、宮城郡を中心とした県南部に郡区町村図がない地域が比較的多いといえるでしょうか。郡区町村図の有無に偏りがある理由は不明です。

郡区町村図には何が描かれているのか？

第三の関門として、利用目的(図から読み取りたい内容)と、図に描かれた内容が上手く合致しないことがあります。郡区町村図は作成目的によって描かれた内容が異なり、【V-852】・【V-706】のように1つの町村の図が複数枚作られることがあります。



* 栗原郡の町村が第五大区小一区に編制されたことはない。誤記カ。

【V-852】〔第五大区小一ノ区(マ) 栗原郡片子沢村図〕 明治8年(1875)の合併前に作成カ



【V-706】 陸前国栗原郡片子沢村地籍図 明治15年(1882)5月

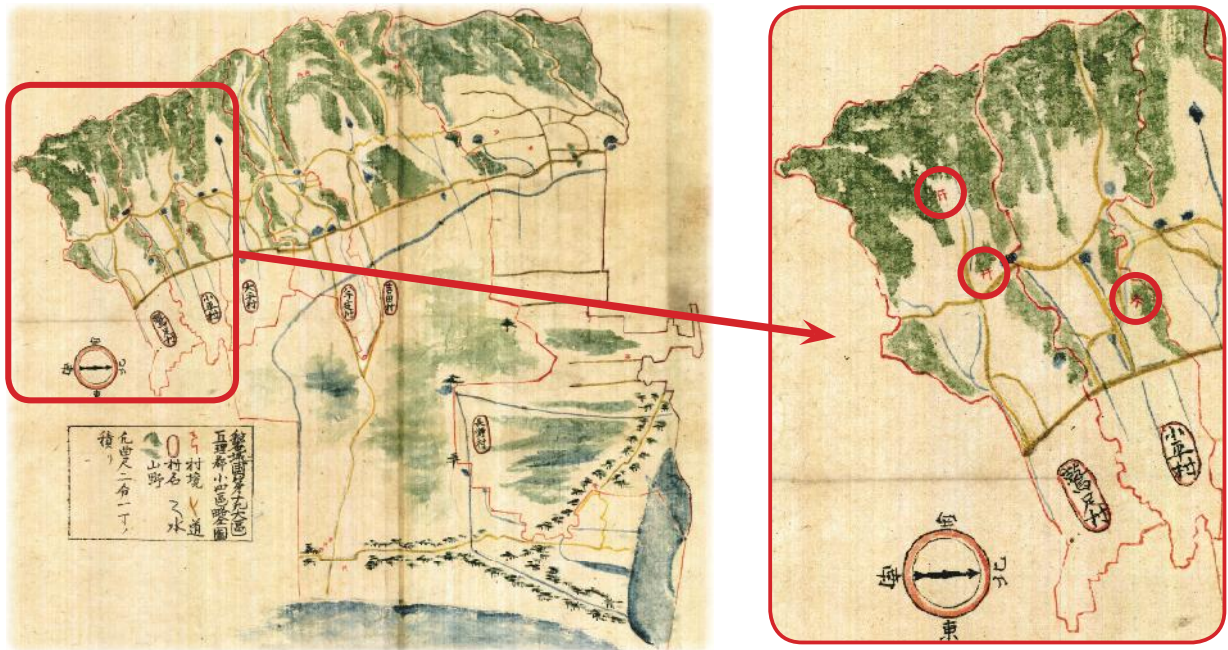
ここでは、郡区町村図として分類した図のうち、郡全域を描いた「郡全図」、複数の町村を1枚にまとめた「小区図」、1つの町村を描いた「町村図」、地番・地目などを記した「地籍図」を取り上げたいと思います。

「郡全図」は個別の町村を描くというよりも、郡や町村の範囲を表すことが目的だったと考えられます。【V-1106】は桃生郡の約半数にあたる 39 か村を描いた図で、現在の石巻市北上町・雄勝町などの広範囲を対象としています。



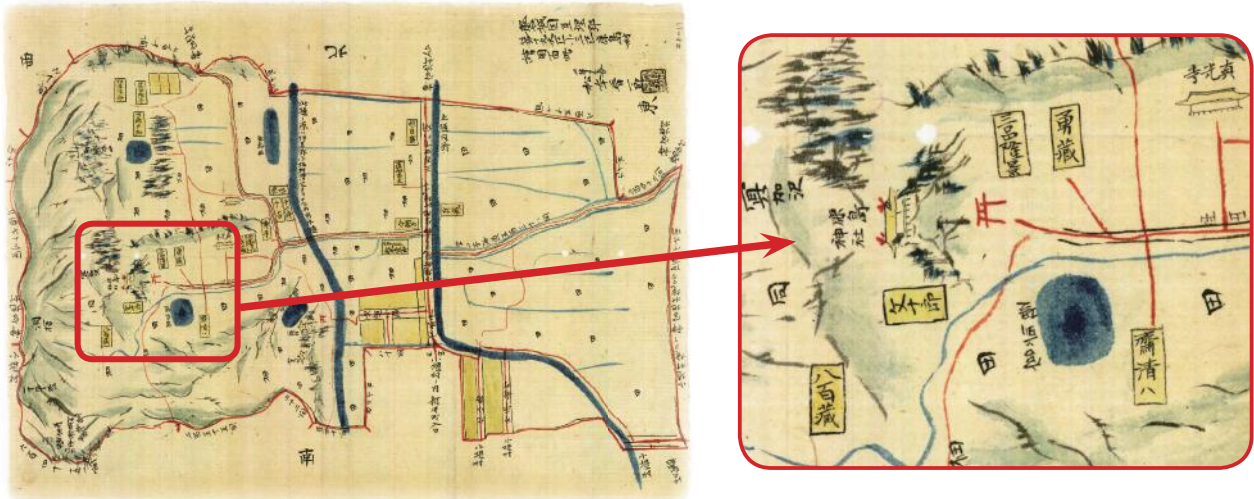
【V-1106】〔桃生郡村数三拾九ヶ村図〕 明治 22 年の合併前に作成カ

「小区図」は、明治 5 年から明治 11 年（1878）までの大区・小区制下において、数か町村規模で編制された小区を単位としています。【V-183】は現在の亶理郡山元町と亶理町にあたる地域を描いた図で、村境や道のほかに、地域の目印・象徴として描かれたと思われる神社が見えます。



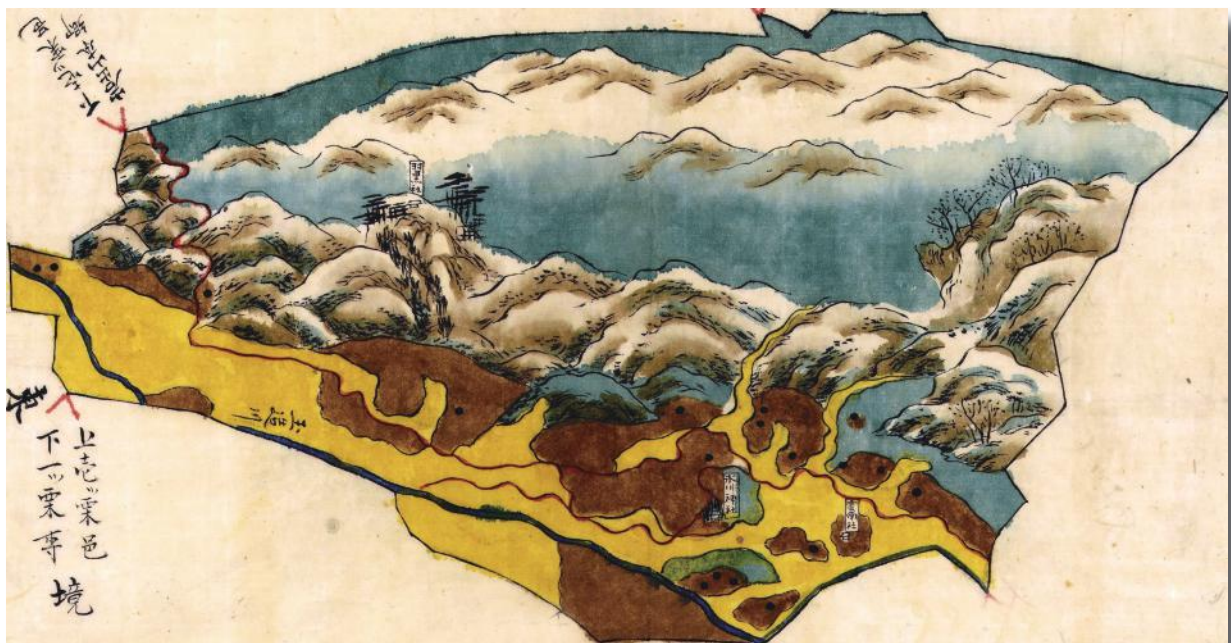
【V-183】〔^{いわき}磐城国第十九大区亶理郡小四区略全図 ^{わしあし}鷺足村・^{はでにわ}小平村・大平村・八手庭村・^{なごろ}吉田村・長瀨村〕 明治 7 年（1874）の大区・小区編制替え前に作成カ

「町村図」は、郡区町村図の代表的な図であり、1つの町村単位で田畑や宅地、社寺などを描いています。現在の亶理郡亶理町^{おおくま}逢隈鹿島を描いた【V-181】のように、山・川などの名前（「冥加沢」・「宮前堤」）、寺社名（「真光寺」・「鹿島神社」）、宅地所有者の名前が書かれているものや、名所・旧跡名が書かれているものもあります。先祖が住んでいたところや、現在自分が住んでいるところの昔の景観が知りたい場合、「町村図」は位置関係などの情報を視覚的に得ることができます。



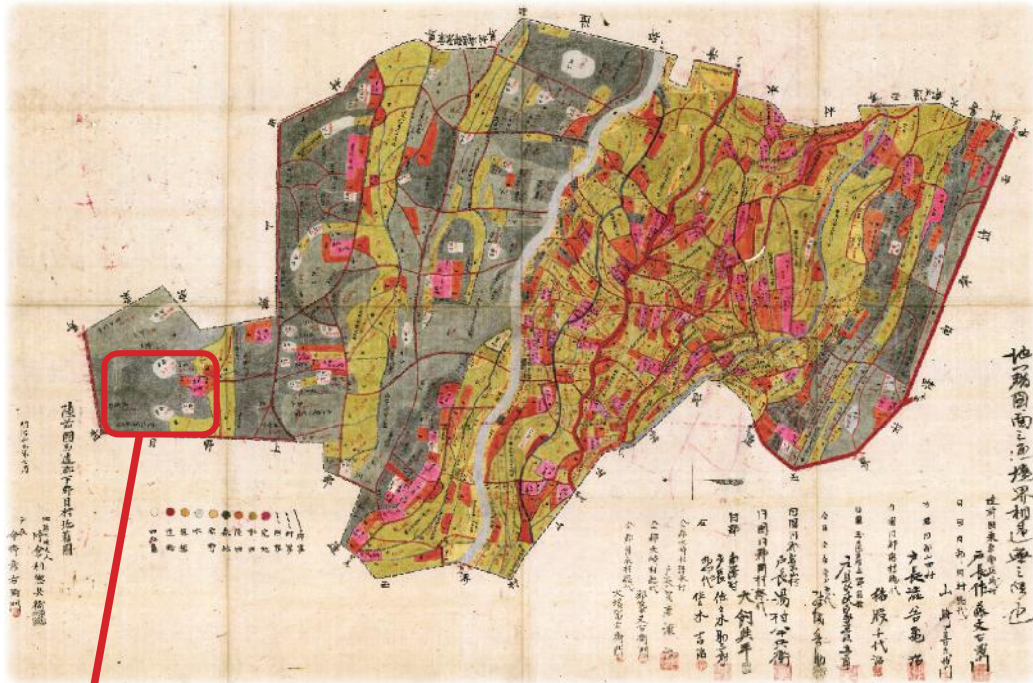
【V-181】 磐城国亶理郡第十九大区小三区鹿島村絵図面略
明治7年の大区・小区編制替え前に作成カ

「町村図」内に描かれた地理情報の多寡や、描写技術の精粗は、図によって様々です。【V-614】は、山々を絵画的な表現で描いており、一幅の絵として飾っても良さそうな図といえます。



【V-614】 玉造郡^{もづめ}嶋目村^そ鹿絵図（部分） 明治8年の合併前に作成カ

「地籍図」は1つの町村単位の図で、【V-596】のように田畑・宅地・溜池などの地目（土地利用の種別）が色分けされ、地目・地番が細かく書かれています。先祖が昔どこに住んでいたのか伝わっていない場合でも、戸籍謄本などで地番が分かれば、居住地を地籍図から探すことができる可能性があります。



【V-596】 陸前国玉造郡下野目村地籍図
明治15年7月

おわりに

郡区町村図を使おうと思った際にぶつかる様々な関門のうち、どこの地域の図があって、どこがないのか、何が描かれていて、そこから何が分かるのかという、郡区町村図の内容に踏み込んだアプローチをしてみました。なお、全地域の図が揃っていないのと同様に、「郡全図」や「地籍図」など、これら全種類の図が全地域分揃っている訳ではない、という点にご注意下さい。

郡区町村図に限らず、どうやって資料を探せば良いか分からない、といった疑問・不安を感じている方は、是非、当館までお問い合わせ下さい。

登米における戊辰戦争の招魂碑

専門調査員 栗原 伸一郎

宮城県内でも、寺社の境内や城跡などで招魂碑を見かけることがあります。そのなかには、戊辰戦争の戦死者を慰霊する招魂碑もあります。まず、確認しておきたいのは、戊辰戦争時に仙台藩は、薩摩藩・長州藩などを君側の奸であるとして新政府軍に抵抗した結果、敗北して「賊軍」の立場に置かれたということです。したがって、その慰霊にも紆余曲折がありました。

宮城県における戊辰戦争戦死者の慰霊については、近年幾つかの論考が発表され、その実態が明らかにされています（佐藤雅也「近代仙台における庶民の生活暦」〔『足元からみる民俗（14）—失われた伝承・変容する伝承・新たなる伝承—』仙台市歴史民俗資料館、2006年〕、菅原朋浩「『軍都』仙台の慰霊—「賊軍」の解消と「軍都」への転換—」〔『国史談話会雑誌』49、2008年〕、木村紀夫『仙台藩の戊辰戦争 先人たちの戦いと維新の人物録』〔南北社、2015年〕）。

「賊軍」とされた仙台藩の戦死者の慰霊には、幾つかの画期があったとされています。例えば、明治7年（1874）8月に明治政府は、戊辰戦争で「王師に抵抗」した者に対しての慰霊を公的に許可しました。そして、西南戦争後の明治10年（1877）10月には、藩祖伊達政宗の霊廟がある仙台の瑞鳳山ずいほうざんに戊辰戦争戦死者の「弔魂碑」が建立されました（前掲佐藤論文）。また、以後同所では、明治22年（1889）に憲法発布に伴う大赦令たいしやれいが出されるまで、戊辰戦争と西南戦争の戦死者の慰霊が同時に行われました。これは、西南戦争における「官軍」としての旧仙台藩士族の功績を強調することで、戊辰戦争後の「賊軍」からの復権を主張する狙いがありました（前掲菅原論文）。

それでは、仙台以外の地域では、どのような経緯で招魂碑が建てられたのでしょうか。以下では、登米郡にある招魂碑について紹介します。

佐沼亘理家家臣の招魂碑

戊辰戦争時、仙台藩では、自らの家臣を率いて出陣した伊達家の大身給人がいました。例えば、佐沼の亘理家（一家、5000石）です。現在、佐沼城跡（登米市迫町佐沼）には、



佐沼城跡の招魂碑

秋田戦争の戦死者 10 名が刻まれた「弔魂碑」が建っています。

碑文によれば、旧領主である^{わたりたかたね}亘理隆胤が「諸有志」と協力して弔魂祭を行い、碑を建てたとあります。これがいつから計画されていたのかわかりませんが、碑文には明治 7 年 10 月 3 日に建碑したとあるので、政府の公的な許可から間もない時期のものであることがわかります。

登米伊達家家臣の招魂碑

現在、水沢県庁記念館の近くにある登米神社（登米市登米町寺池）の境内には、「戊辰殉難士」として登米伊達家（一門、20000 石）の家臣 57 名の名前が刻まれた「登米招魂碑」が建っています。しかし、いつ建てられたものなのかが刻まれていません。

登米神社は明治 5 年（1872）に、八幡神社に稲荷神社を合祀したものです。明治 11 年（1878）に社殿が火災に遭いますが、明治 14 年（1881）に本殿が再建され、明治 35 年（1902）に拝殿などが再建されました。明治 35 年に作成された登米神社の略図（表紙参照、「明治四十年 社寺 神社由緒調 登米郡」【M40 - 15】）には、境内に戊辰戦争の招魂碑と日清戦争の招魂碑が並んで描かれています。

ただし、これが現在の招魂碑と全く同じものであるとは断定できません。当館所蔵の公文書（「明治十四年 社寺綴」【M14 - 2】）では、明治 13 年（1880）頃に建碑の動きがあったことが確認できますが、書類上では、「元八幡社跡」の側に建碑する計画であった招魂碑には長い碑文があります。また、その上には「登米招魂之碑」と記され、現在の「登米招魂碑」とは異なります。同資料から分かる建碑請願の経緯は、次のようなものでした。

明治 13 年 8 月、登米村の同志総代星野永之助らは、宮城県に「明治戊辰ノ役、討会討薩戦死ノ者」を合祀して、登米神社の境内に招魂碑を建設したい旨を請願しました。添付された東京書籍館長の岡千仞の碑文案には、「賊臣」とされた戦死者、すなわち新政府軍と戦って戦死した者への慰霊の言葉が並び、「此役及討会討薩」で戦死した 50 名余りの



招魂碑の裏面 「戊辰殉難士」と刻まれている



登米神社の招魂碑

名前を刻むとあります。また、旧領主の伊達基寧^{だてもとやす}が建碑に賛同したとあるので、建碑を望む「同志」の動きが旧領主を巻き込んだことが分かります。

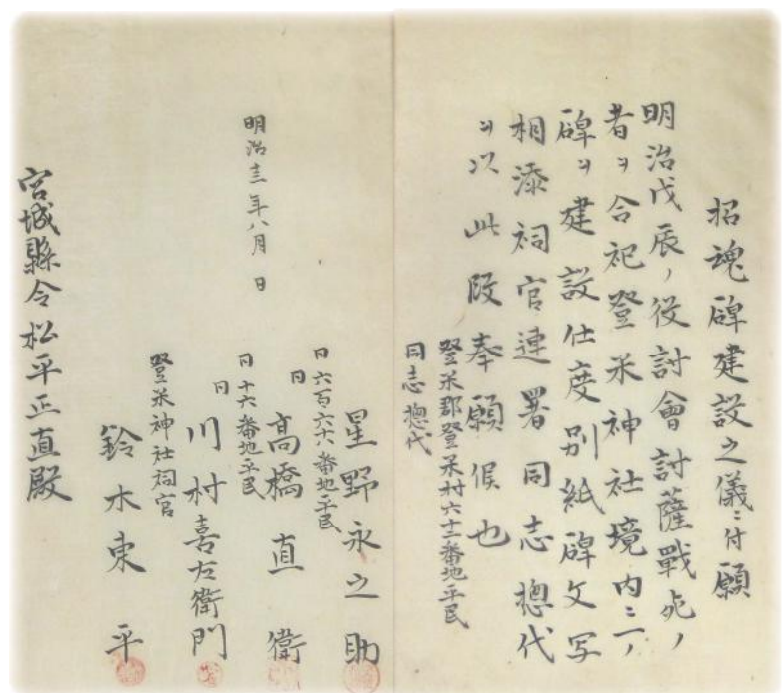
明治13年9月、宮城県は内務省に対して、明治12年(1879)の達があるが、「従軍殉国ノ者」の招魂碑建設を「本県限り」で聞き届け、後に書類を提出するだけで良いか伺書を提出しました。明治12年の達というのは、各県に招魂社・墓の明細帳の提出を求めたもので(「明治十二年 内務省乙号達」【M12-30】)、その趣旨は、「官軍」としての戦死者を調べることにありました。ちなみに、宮城県は明治16年(1883)に、新政府軍参謀の世良修蔵^{せらしゅうぞう}の墓や、広島藩士の墓などを届け出しています(「明治十六年 社寺綴」【M16-2】)。

その後、提出書類の不備などもあって、内務省・宮城県・登米郡・請願者との間で、何度かやりとりが続きますが、そこでは、戊辰戦争と西南戦争の戦死者の招魂碑である旨が明記されるようになります。例えば、明治13年9月に登米郡が宮城県に提出した書類では「西南及戊辰ノ役戦死者」、同年11月に宮城県が内務省に提出した書類では、「戊辰并ニ西南ノ役、討会討薩ノ為戦死候者」といった表現が使われています。

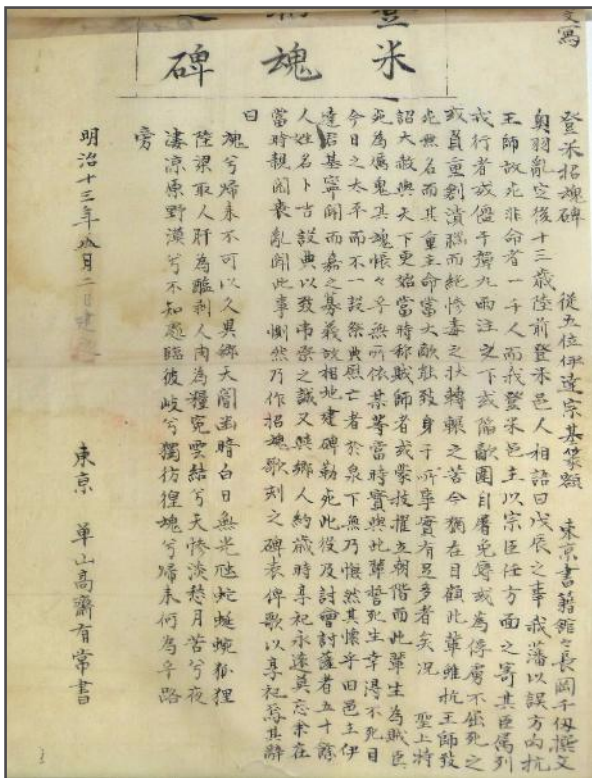
そもそも、この碑は「賊軍」として戦死した者だけを慰霊したものなのでしょうか。実は、登米伊達家には、仙台藩士の慰霊という側面では特色があります。それは、仙台藩士の戦死者は、ほとんどが新政府軍と戦って戦死した者ですが、登米伊達家の家臣には、新政府の命令に従って「会津追討」(=「討会」、会津を討つこと)で出兵した際の戦死者が含まれているのです。明治5年に政府は、各県に対して「官軍」従軍戦死者の照会を行い、宮城県は、登米伊達家の家臣1名を含めた2名の名前を報告しています(「明治五年 官省伺書綴」【M5-22】)。星野らの請願書にある「討会」とは、このような意味です。

では、「討薩」は何を意味するのでしょうか。「討薩」とは薩摩を討つことですが、これを戊辰戦争時と捉えれば、新政府軍と戦って戦死した者と解釈することもできます。しかし、西南戦争時と捉えれば政府軍として戦死した者を意味することになり、請願書にある「討会討薩」は「官軍」として戦死した者ということになります。

現在残されている招魂碑と明治13年に請願した招魂碑が一致するのか不明ではありますが、前者に刻まれた「戊辰殉難士」57名のうち1名は、西南戦争での戦死者であるとされています(『登米町誌』4巻、1993年)。おそらく、星野らが招魂碑を計画した段階でも、西南戦争の戦死者については意識していたのでしょうか。この招魂碑は、戊辰戦争で「賊軍」とされた戦死者の慰霊のためのものです。しかし、更に「賊軍」から



登米招魂碑の請願書(「明治十四年 社寺綴」【M14-2】)



登米招魂碑の碑文案（「明治十四年 社寺綴」【M14 - 2】）

現在の招魂碑とは異なる

米谷高泉家家臣の招魂碑

米谷にある冷松寺（登米市東和町米谷）の境内には、岩城口で戦死した高泉家（準一家、2700石）の家臣の「招魂之碑」が建っています。当館所蔵の公文書（「明治十三年 人民願伺届綴」【M13 - 3】）からは、建碑の経緯の一端が分かります。

米谷の旧領主である高泉兼之は、宮城県に対して、明治13年11月12日付で招魂碑建設願を提出しました。これは戊辰戦争で戦死した家臣のため私有地に建碑し、招魂祭の執行を求めるものでした。添付された碑文案では、戦争の「忠邪誠偽」は未だに判然としないが、「我家之世臣」7名は難に臨んで忠節を全うしたとしています。ちなみに、これ以前にも高泉は請願書を提出しており、その際は、建設場所を示した図面と、郡役所の添書が無いとして、11月5日に差し戻しとなっていました。

興味深いのは碑文の日付です。提出された碑文案では明治13年11月15日とありますが、この部分は修正が加えられており、最初は7月13日と記されていました。これは、単なる書き間違いではありません。実際に立てられた招魂碑にも、7月13日と刻まれているのです。したがって、既に完成した招魂碑を作り直すわけにもいかず、書類の日付に手を加えることで取り繕ったのでしょう。

なお、ここには登米郡が宮城県に提出した許可願が添えられています。ここでも、登米神社の場合と同じように、「戊辰及西南之両役ニ於テ戦死者」という表現がありました。当時の登米郡長は、戊辰戦争・西南戦争に参戦し、明治11年には瑞鳳山に西南戦争での戦死者の招魂碑を建立した旧仙台藩士の河田安照かわだやすてるでした（前掲佐藤論文）。米谷の場合でも、

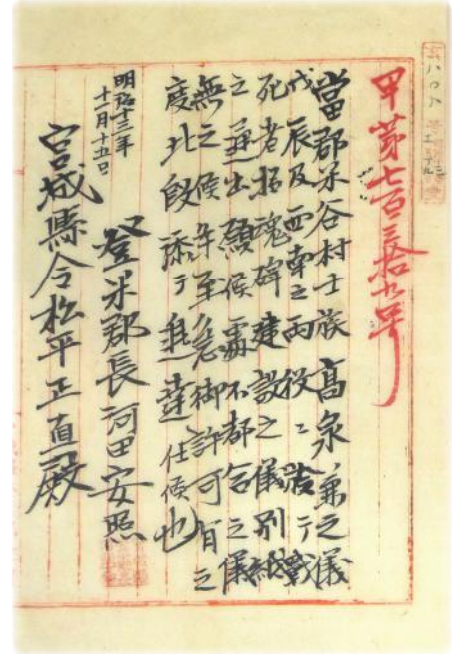
の復権を主張するためには、西南戦争と結びつける必要がありました。

ちなみに、その後、登米神社の招魂碑の請願がどのように決着したのかは書類が残っていません。ただし、内務省・宮城県・登米郡とのやりとりにおいて、宮城県は少々焦っていた様子が見られます。明治13年11月に宮城県が内務省に提出した書類の起案書では、宮城県は既に「御指令」を行い、「最早祭式モ済んだ」と記しています。

この点に関して、9月4日付の「陸羽日日新聞」には、「十三年忌に当るを以て当県登米郡登米駅にては右招魂碑を建んと春比より着手し既に功を竣へたれば来る旧暦8月13日より3日間祭典を行ふよし尤も同13日にハ登米神社境内にて神楽并に能を催しあり」とあります（前掲佐藤論文）。つまり、宮城県の独断で許可を与えた結果、内務省の許可を得る前に招魂祭が終了していたのでした。

旧藩士たちの「賊軍」汚名の返上、仙台藩復権にかける意思が見え隠れしています。

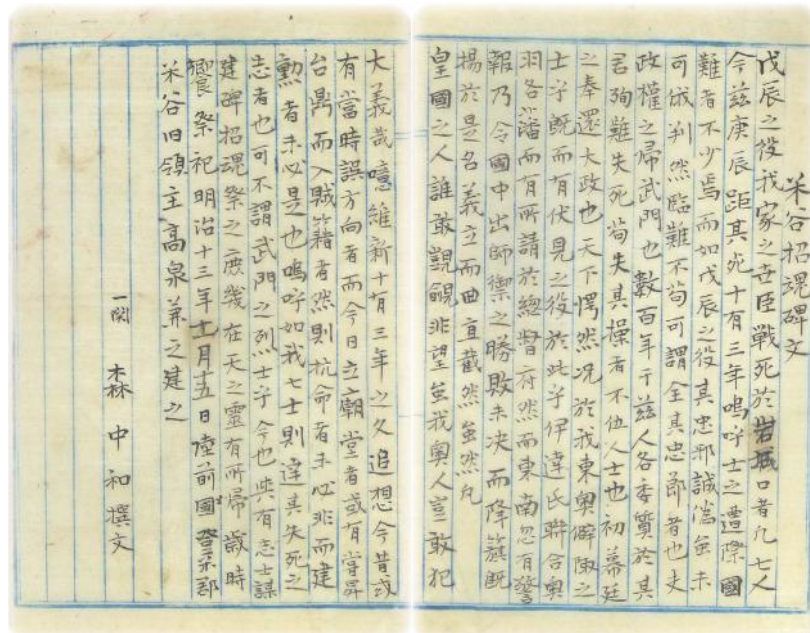
現在、米谷の「招魂之碑」の右側には戊辰戦争戦死者7名の名前が、そして左側には西南戦争戦死者1名の名前が刻まれています。



登米郡の建碑許可願（「明治十三年 人民願伺届綴」【M13 - 3】 「戊辰及西南之両役ニ於テ戦死者」とある

冷松寺の招魂碑

「明治十三年七月十三日」とある



米谷招魂碑の碑文案（「明治十三年 人民願伺届綴」【M13 - 3】 「明治十三年十一月十五日」とある

知っ得！情報

◆ 閲覧証の有効期限が5年間になりました ◆

平成28年(2016)6月1日から、当館閲覧証の有効期限が1年間から5年間に延長となりました。

現在、有効期限内の閲覧証をお持ちの方は、閲覧証に記載された期限から4年延長した閲覧証を再発行いたします。

例) 有効期限：平成28年12月2日→平成32年12月1日

◆ 企画展「二宮金次郎像の誕生」のご案内 ◆

昔はどここの小学校にも見られた二宮金次郎像ですが、どうして金次郎像が小学校に建てられたのでしょうか。金次郎のイメージ「像」の形成と変化について、公文書館資料を中心に紹介します。



場所：宮城県図書館 2階展示室（入場無料）

期間：平成28年11月25日（金）～平成29年2月25日（土）

宮城県公文書館だより 第32号

平成28年(2016)12月1日 発行

編集・発行 宮城県公文書館

〒981-3205 宮城県仙台市泉区紫山1-1-1

電話 022(341)3231 Fax 022(341)3233

e-mail koubun@pref.miyagi.jp

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koubun/>

